

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I：現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地など

京田辺市は山城盆地(京都盆地)の南部に位置し、市域は南北10.9km、東西5.5kmで、面積は42.92km<sup>2</sup>である。東に木津川を挟んで、城陽市、井手町に接し、西は生駒山系北端の甘南備山系により、大阪府枚方市、奈良県生駒市と境を分かち、北は八幡市、南は精華町と接している。木津川は、本市東端を流れ生駒山系を水源とする市内の河川は、すべて木津川に流入している。また、木津川及び市内の約30河川のうちの大半は南山城地方特有の「天井川」を形成している。

一方、交通インフラでは、鉄道はJR学研都市線と近鉄京都線(計9駅)、バスなどの公共交通が充実し、京都市、大阪市、奈良市の中心部まで30分程度のアクセス。また、高速道路網は、京奈和自動車道と第二京阪道路が市内を貫き、新名神高速道路が平成29年に一部開通したことで高速道路網の結節点となり、さらには、将来、北陸新幹線の駅設置が市北部地区に決定されている。

また、昭和40年代から大規模な宅地開発や交通網の整備、学研都市の建設などにもない、京田辺市の人口が増加。全国的に少子高齢化が進展する中、現在も人口増加が続き(令和4年10月1日現在71,194人)、活気に満ちたまちづくりが着々と進行中である。

② 風水害に関して

\*洪水

京田辺市の市街地はおもに低地と丘陵地に形成されているが、水害の被害を受けやすいのは低地である。低地のなかでも木津川の氾濫によって形成された氾濫平野などが最も被害を受けやすい。京都府・京田辺市の防災ハザードマップによると、1級河川である木津川の河川沿いや防賀川沿いを中心に0.5m～最大5m以上の浸水予想地域が広範囲に存在している。また、草内地区や河原、田辺地区では浸水継続予想時間が72時間以上と長く被害の拡大や復旧の遅滞が懸念される。しかし、近年は木津川の堤防等の整備が進み、過去には昭和28年の南山城大水害があるが、以降、記録に残る風水害は発生していない。

\*土砂災害

京田辺市では丘陵地の斜面勾配が比較的緩やかであるため、土砂災害は局所的な急斜地に集中しやすいといえる。京都府・京田辺市の防災ハザードマップによると、健康ケ丘地区や普賢寺地区など土砂災害警戒区域等指定された地区や箇所が28地区160ヶ所に及んでいる。(自然現象として、土石流11地区、急傾斜地の崩壊28地区、地すべり1地区と指定されている。)特に、田辺地区2ヶ所における国道307号線への土石流の発生、また三山木地区の柚ノ木付近においては、急傾斜地の崩壊による府道生駒井手線への土砂災害の発生が予想される。発災時には、大阪府から本市、滋賀県への復旧活動のルートを損なう可能性は地域の災害復旧の停滞を生むことが懸念される。

③ 地震

京田辺市で特に大きな揺れを生じさせる地震としては、活断層型では「生駒断層」で発生する地震、海溝型では「南海トラフ地震」があげられる。その最大震度は「生駒断層地震」M=7.5とされ、市域では最大震度7に達すると想定されている。発災時には市の中心部や大住工業団地を中心に建物の損壊や道路遮断や電力や通信の喪失など甚大な被害が及ぶことは避けられない。また30年以内の発災確率が80～90%程度と高い南海トラフ地震における

震度予想は震度9であり大きな直接被害は及ばないものの、流通機能の低下など間接的な影響が及ぶものと想定される。

④ その他

昭和36年9月16日に来襲した第2室戸台風に遡る。当時、当市にも多大な被害をもたらし、9月16日午後10時に災害救済法が発動され、福知山陸上自衛隊の救援を受けたことが記録として残されている。

⑤ 感染症

定期的な大流行を繰り返すインフルエンザや、新型コロナウイルス感染症については、本市健康福祉部健康推進課新型コロナウイルスワクチン接種室及び京都府山城北保健所などが中心となって、その対策を京田辺市の全医療機関や事業者・学校などが、協力体制を築きその一元的な対策を採ることになっている。

(2) 商工業者の状況

① 商工業者などの数

1,953人（令和3年度商工会実態調査より）

② 小規模事業者数

1,428人（令和3年度商工会実態調査より）

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
商工業者	製造・建設業	378	276	市内に広く分布
	卸・小売業	440	322	市内に広く分布
	サービス業	599	438	市内に広く分布
	その他	536	392	市内に広く分布

(3) これまでの取組

① 京田辺市

地域防災計画の策定

京田辺市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市長を長とした京田辺市防災会議が策定している。大規模災害に対処するため、当市の概況と災害の特性・予防・応急・復旧対策について、国・府・地方行政機関などとの連携を含めた総合的な防災計画を定めている。

地域防災訓練の実施

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、洪水・土砂災害・地震発生などの複合被害を想定したシナリオにより、関係諸機関の連携訓練、地域住民の訓練を通して自助・共助と公助の連携強化を図るため、例年11月に実施している。

防災・感染症等の対策備品の備蓄

防災備品及び1日間程度の飲食料品備蓄、また感染症対策としてはマスク・消毒液などを備蓄倉庫などに備蓄管理している。また、生活必需品等各種物資保有業者をあらかじめ把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立している。

感染症に関する対策

各関連法令に基づき、感染症に関する行動計画を策定している。感染症の感染拡大を市の危機管理に関わる重大課題と位置づけ、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるように努めている。

## ② 京田辺市商工会

- ・ BCP に関する国の施策などの事業者への周知  
毎月 1 回以上の全会員に対する配付による情報提供及び、会報(年 3 回)・当会ホームページを活用して小規模事業者等に周知している。
- ・ 会員事業者向け BCP 策定セミナー等の実施  
京田辺市と連携して、想定する災害の被害予想や BCP 策定の重要性を周知するとともに、BCP の策定セミナー及び個別相談会を開催して、小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定支援等(連携計画含む)を実施している。
- ・ 商工会団体制度(ビジネス総合保険制度)への加入促進  
被災時の資金調達の観点(リスクファイナンス)で、小規模事業者等のリスク分析を実施するとともに、そのリスクに応じたリスクファイナンス設計支援を実施している。また、商工会団体制度(ビジネス総合保険制度)に関心を示す小規模事業者等に対して、それを業とする会員事業者を紹介し、加入促進を行っている。
- ・ 防災備品の備蓄  
当商工会内に被災時の復興支援に資する備品及び非常飲食物を備蓄するため、備蓄品のリスト一覧を作成とともに、検討を進めている。
- ・ 防災訓練への参加  
京田辺市が主催する防災訓練に会員事業者等の参加・協力を呼びかけている。また、小規模な訓練ではあるが、当会が職員及びテナント入居している団体の職員を対象に、会館内で火災が発生した時の初動訓練を毎年 1 月に実施している。

## II : 課題

当会及び小規模事業者等において、震災を始め、集中豪雨、新型インフルエンザ感染症の大規模感染等がますます多様化するリスクに対して、当会及び小規模事業者等の被害を最小限に抑え迅速な普及につなげるため、具体的な事業継続計画の策定や実効性を高めるための有効な研修や訓練が必要であると考えているが、これまで事前対策が十分取れていない。また、平時から発災時の緊急対応の対処方策の準備及び、基準となるルールもできていない。

加えて、感染症対策においては小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を会社(出勤 or 出所)させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性をこれまで以上に周知する必要がある。

## III : 目標

- ① 小規模事業者等に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 小規模事業者等に対し、普及啓発セミナーや行政の施策等の情報を継続的に発信し、事前対策の必要性を周知することにより、災害に対する意識を高める。
- ③ 小規模事業者等の事業継続力強化計画の策定(連携計画含む)を支援し、地域との連携強化を促すことにより、災害被害より早期復興への意識の醸成を図る。
- ④ 発災時における連絡・報告・情報共有を円滑に行うため、当会と京田辺市との間における被害情報の報告・共有ルートを構築する。
- ⑤ 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、事業継続力強化計画に基づく訓練及び、京田辺市との情報伝達訓練を定期的実施する。
- ⑥ 小規模事業者等が、感染症に備えて衛生用品等の備蓄や職場環境の整備を図るととも

に、感染症に関する最新の正しい情報を基に適切な感染症拡大防止策を図れるよう促す。

- ⑦ 前述、事前対策、発災時、発災後において、役職員がとるべき基本的な行動や当会として何を実施すべきかの認識を定着させるため、予め危機管理マニュアルを策定する。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標		
			BCP (簡易版含む)	事業継続力 強化計画	計
1,953	1,428	令和5年度	2	10	12
		令和6年度	3	15	18
		令和7年度	4	20	24
		令和8年度	5	25	30
		令和9年度	6	30	36

\*その他

- ・上記内容に変更があった場合は。速やかに府へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年8月1日～ 令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

京田辺市商工会と京田辺市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### 1, 事前の対策

#### ① BCP 策定の重要性などの周知

- ・巡回及び窓口相談時において、小規模事業者等に対しハザードマップなどを用いるなどして、事業所所在地の想定被害やその影響の軽減策などを説明する。
- ・月一回以上の全会員に対する配付による情報提供及び、会報(年3回)・ホームページ等において、国の施策やリスク対策の必要性、リスクファイナンスの必要性を告知する。
- ・小規模事業者等に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な教育・訓練等について指導・助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者等に対する普及啓発セミナー(行政の施策の紹介、損害保険の紹介等)や、策定に意欲を持つ小規模事業者等に対しては個別相談会による事業継続力強化計画の策定と認定申請の支援を京田辺市と連携して行う。
- ・感染症に関しては、感染状況や感染予防策に関する適正な最新情報を入手し、小規模事業者等に冷静に対応することを周知する。
- ・行政等で策定された業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について小規模事業者等への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・感染症の発生に備え、感染予防に関する備蓄品やオフィス等の換気設備の設置、IT化やテレワーク環境を設備するための施策情報や支援策等を提供する。

#### ② 当会の事業継続計画策定

京田辺市商工会は令和5年12月までに事業継続計画（危機管理マニュアルも策定）を策定する。

#### ③ 関係団体との連携

- ・京都府商工会連合会及びリスクマネジメント協定を締結した保険会社と連携し、専門家派遣、普及啓発のためのセミナーや勉強会実施、リスクファイナンスのご案内などを行う。
- ・感染症に関しては、適正な最新情報の共有を行う。

#### ④ フォローアップ

- ・事業者のBCPや事業継続力強化計画の策定状況の確認と、情報の共有を京田辺市と行う。
- ・当会と京田辺市の担当部署間で、策定状況の共有及び改善策について、定期的な協議を行う。

#### ⑤ 訓練

- ・想定する災害（台風等による水災や風災、震度6弱以上の地震）に備え、発災を仮定し、京田辺市との役割分担・連携・連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて行う。）

## 2、発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一として、以下の手順で状況把握と関係諸機関との連携をする。

### ① 応急対策実施の可否の確認

- ・発災後、速やかに当会役職員の安否確認を行う。  
(安否確認手順・方法やその確認内容は、策定する事業継続計画に記す。)
- ・おおまかな会員事業所等及び当会館の被害状況を把握し、3日以内に京田辺市を始め関係先へ情報提供を行う。
- ・国内感染者発生後には、その感染拡大に備え職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、京田辺市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・当会と京田辺市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・役職員には、その家族の命の安全を第一にした行動を採り、応急対策への参集は求めない。
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・当会と京田辺市との間で相互の役割分担を決定する。

#### 【被害規模の目安】

大規模な被害の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内で10%程度の事業所で「ガラスの破損」「瓦の飛散」など、軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内で1%以上の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li><li>・広い範囲で電気の喪失・水道やガスの遮断が発生している。</li></ul>
被害の発生	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内で1%程度の事業所で、「ガラスの破損」「瓦の飛散」など、軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内で0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れ、一定の被害状況の確認ができる。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

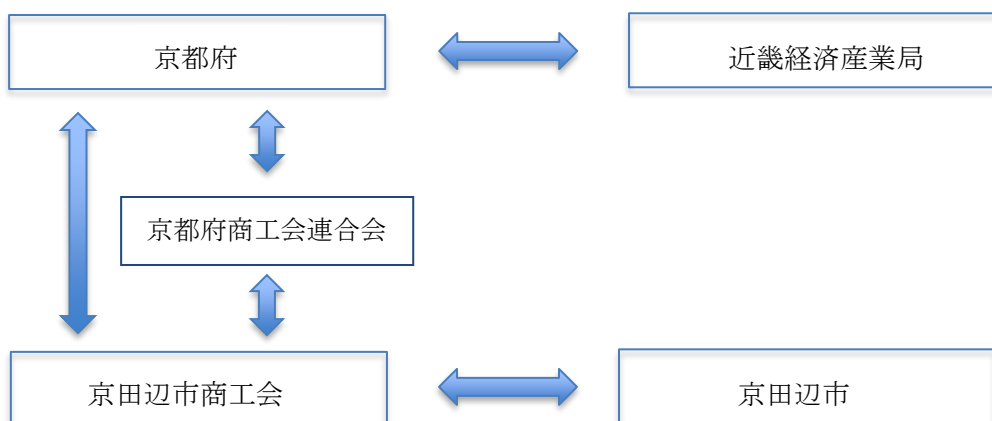
・本計画により、当会と京田辺市及び京都府商工会連合会とは、以下の間隔で被害情報の共有をする。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～4週間	1日に1回共有する
4週間以降	必要に応じて共有する

・感染症に関しては、「京田辺市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

③ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定する。
- ・当会と京田辺市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、車両、備品、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と京田辺市で共有した情報は、京都府災害対策現地情報連絡会(リエゾン)を通じて京都府に報告するとともに、必要に応じて京都府商工会連合会にも報告する。
- ・感染症の流行の場合については、国や京都府の方針に基づき、当会と京田辺市が共有した情報を、京都府災害対策現地情報連絡会(リエゾン)を通じて京都府に報告するとともに、必要に応じて京都府商工会連合会にも報告する。



④ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・被災小規模事業者等向け相談窓口の開設については、京田辺市と協議の上決定・開設する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認するとともに、その状況に応じてその都度判断し対策を講じていく。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や京都府及び京田辺市の施策、融資制度も含む)について、地区内小規模事業者等に周知する。
- ・感染症の流行の場合においても、事業活動に影響を受けたかその可能性がある小規模事業者等を対象とした支援策や相談窓口の設置をする。

⑤ 地区内小規模事業者に対する復興支援

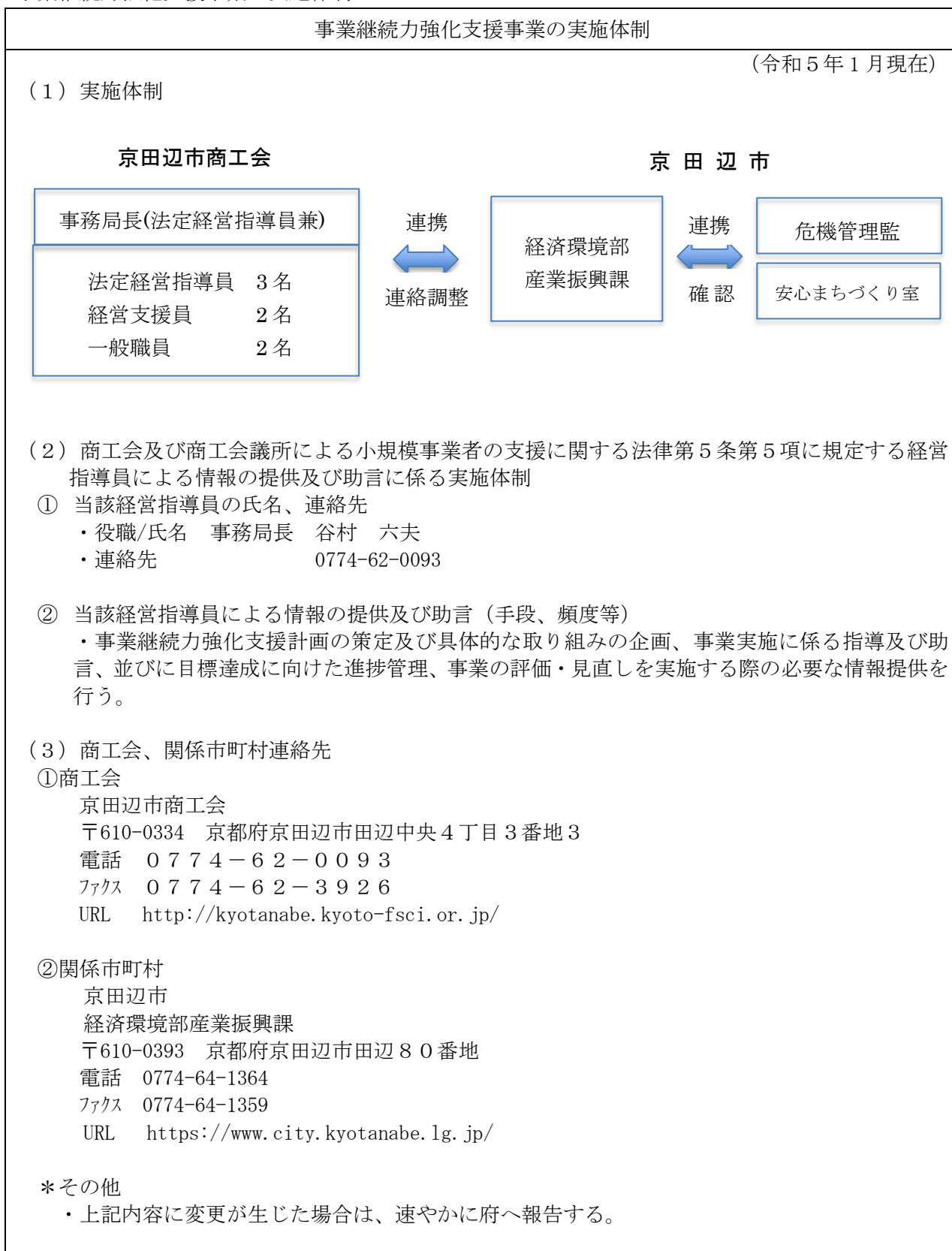
- ・国、京都府、京田辺市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災した小規模事業者等の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を京都府等関係機関に相談する。
- ・連携する保険会社においては、被災した小規模事業者等に対し当該保険会社に参加する損害保険の迅速な事故報告並びに保険金請求処理を行う。
- ・当会及び京田辺市は被災小規模事業者等の復興に向けた要望を把握し、国、京都府等に対して、陳情及び要望活動を実施する。

\*その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに府へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制





(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	557	507	557	507	557
・専門家派遣事業	277	277	277	277	277
・セミナー開催費	130	130	130	130	130
・パンフ・チラシ 制作費	50		50		50
・防災・感染症対 策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・京田辺市商工業振興事業補助金・京都府小規模事業経営支援事業費補助金・事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
○東京海上日動火災保険株式会社 京都支店 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 22 支店長 西尾 大樹 ○株式会社京都あんしん保険 京都府京田辺市大住杉ノ森 10-6 代表取締役 福井 尚起 ○三井住友海上火災保険株式会社 京都支店 京都府京都市下京区 綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 支店長 大江 裕之 ○株式会社宏保険事務所 京都府京田辺市大住丸山 39-5 代表取締役 田中 宏明
連携して実施する事業の内容
① 商工会経営指導員に対する BCP および事業継続力強化計画に関する周知 ・巡回及び窓口相談の支援時において、事業所所在地の事前災害リスクなどの周知やその軽減取組、資金対策（団体制度への加入勧奨など）などのリスク管理の提案を行う。 ② 小規模事業者に対する BCP および事業継続力強化計画に関する周知 ・普及啓発、策定に関するセミナー、個別相談会の実施 ・セミナー・個別相談会の講師派遣 ・簡易版 BCP の策定支援 ・事業継続力強化計画の策定支援 ・事業継続力強化計画認定制度の申請支援
連携体制図等